

変なハガキが届いた！



事例 1

自分あてに、裁判所のような名前の機関から総合消費料金未納分訴訟最終告知というハガキが届いた。管理番号が付与されているが、自分は全く身に覚えがない。裁判取り下げ期日として3日後の日付があり電話番号が書かれているが、どうしたらよいか。

アドバイス

これは架空請求のハガキです。裁判所や公的機関のような紛らわしい名称を名乗ってうますが、実在しません。勝手に名称を悪用しているだけです。内容は架空、つまり虚偽です。提訴されることはありませんのでご安心ください。

相手の目的は、ハガキを読んだ相手を不安にさせ、慌てさせ、電話をかけさせることにあります。相手は何らかの名簿を見て、同じ文面のハガキを無差別に送りつけています。ハガキを見て電話をすることで、その情報が今も有効であることを相手に知らせることになります。つまり電話をかけることで、自身の住所・名前・電話番号・性別・大体の年齢を知られることになります。また、相手に誘導されて高額をだましとられる事例もあります。

よって最善の対処法は何もしないことです。しかし、架空請求の手口は日々変化し巧妙になっているのでご自身で各請求かどうかを判断するのは難しいと思います。架空請求と本物の訴状の見分け方を説明します。本物の訴状は、実在の裁判所から届くのはもちろんですが、特別送達という書留の一種で届き、受け取りにサインまたは押印が必要です。訴状が郵便ポストに投函されることはありません。

不安に思ったらお気軽に消費生活相談室にご相談してください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず
小金井市消費生活相談

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)